

東海市男女共同参画推進条例の概要

少子高齢化の進展や急速な社会経済情勢の変化の中で、豊かで活力ある社会の実現を目指し、男女共同参画社会（男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会）を実現するため、この条例を制定するものです。

目的・定義・基本理念

目的
男女共同参画社会の実現

- 用語の定義
- 1 男女共同参画
 - 2 積極的改善措置

基本理念

- 1 男女の人権の尊重
- 2 社会における制度や慣行についての配慮
- 3 政策等の立案及び決定への共同参画
- 4 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 5 国際的協調

責 務

市の責務

- ・男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定、実施する。
- ・市民、事業者と連携して男女共同参画の推進を図る。

市民の責務

社会のあらゆる分野において、男女共同参画を推進するとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努める。

事業者の責務

事業活動を行うに当たり、積極的に男女共同参画の推進に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努める。

男女共同参画を阻害する行為の禁止

- ・性別による差別的取扱いの禁止
- ・セクシャル・ハラスメントの禁止
- ・男女間の暴力等の禁止

公衆に表示する情報への配慮

公衆に広く表示する情報において、性別による固定的な役割分担又は男女間における暴力を正当化し、及び助長する表現並びに過度の性的な表現を行わないように配慮するよう努める。

男女共同参画の推進に関する基本的施策等

- ・基本計画
- ・施策の策定に当たっての配慮
- ・理解を深めるための措置
- ・積極的改善措置
- ・雇用の分野における男女共同参画の推進
- ・市民及び事業者の活動に対する支援
- ・家庭生活における活動と家庭生活における活動以外の活動との両立支援
- ・実施状況の公表

施策に対する意見及び人権侵害の申出等

市が実施する施策に対する意見・人権侵害に対する申し出及びその処理

男女共同参画審議会

- ・基本計画の策定及び変更その他男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議する。
- ・施策の実施状況・市が実施する施策に対する意見等の報告に対し、意見を述べる。
- ・委員12人以内、任期2年など。